

福井市公企告示第 2 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、福井市上下水道局経営部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 23 日

福井市長 西 行 茂

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和 7 年 2 月 6 日

2 下水を排除し、及び処理すべき区域

流域関連公共下水道福井第 1 処理分区

川合鷺塚町、上野本町 4 丁目、河合寄安町及び東森田 3 丁目の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

5 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

流域関連公共下水道福井第 1 処理分区

福井県坂井市三国町池見 2 字 27 番地

九頭竜川浄化センター

6 縦覧期間

令和 7 年 1 月 24 日から 2 月 6 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

7 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

別紙図面

供用を開始しようとする排水施設の位置

凡 例

	下水を排除し、及び処理すべき区域
	供用を開始しようとする排水施設の位置







